

氏名(本籍)	タスタンベコワ クアニシ (カザフスタン)
学位の種類	博士(教育学)
学位記番号	博甲第5964号
学位授与年月日	平成24年2月29日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	カザフスタンの言語教育政策に関する研究 - 母語教育保障の理念と実態に焦点を当てて -

主査	筑波大学教授	博士(教育学)	佐藤 真理子
副査	筑波大学教授	教育学博士	窪田 真二
副査	筑波大学准教授		嶺井 明子
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	塚田 泰彦

論文の内容の要旨

(目的)

本論文はカザフ語とロシア語を軸に、多民族多言語国家であるカザフスタンの言語教育政策をソ連時代の1920年代から2011年現在までの歴史的視点を縦軸に、現在のグローバル化による国際教育空間を横軸にして、カザフスタンの言語教育政策の基点及び課題を明らかにした政策研究である。

(対象と方法)

本論文は、言語政策に関する法規程、政策資料、教育統計、先行研究を分析対象にするとともに、教育行政と学校現場関係者、歴史学、社会言語学、教育学の研究者に対するインタビューを基にしている。

(結果)

1991年の独立以降のカザフスタンの言語教育政策はソ連の言語教育政策を基盤としていることを明らかにし、カザフ語学校、ロシア語学校、ウイグル語学校、タジク語学校、ウズベク語学校の設置、教科としての「民族語」の設置はソ連時代(1920～1930年代前半)の遺産であり、基本的にソ連崩壊まで行われていたことを指摘した。また、ソビエト政権の「ロシア語化」政策は「ソ連人」形成を目的に実施されたことに対し、カザフスタンでは独立後、多くの批判があったが、それによりカザフスタンにおける母語教育が必ずしも形骸化したといえないことを検証した。すなわち、1940年代のロシア語教育拡大政策時期においてカザフ語学校が閉鎖されたという事実はないこと、1960～1970年代もロシア語教育の拡大期であったが、カザフスタンでは連邦の決定が実行されず、カザフ語教育はむしろ拡大したことを検証し、ソ連時代の言語教育遺産を正確に把握することの重要性を指摘した。

次に、カザフスタンの言語教育政策の基調は、ソビエト政権による政策理念と具体的施策の借用であることを指摘した。独立後において、カザフスタンでは、基幹民族の言語であるカザフ語、民族間交流語であるロシア語を中心に、次にウイグル語、タジク語、ウズベク語を教授言語としている少数民族学校、さらに周辺にはドイツ語、トルコ語、タタール語など、教科として教えられている少数言語が位置づけられている。この3層の言語構造において、言語時間数の比較、高等教育へのアクセスの分析等を通して、多民族多言語

国家であるカザフスタンの言語教育政策・母語教育保障はカザフ語（人）・ロシア語（人）中心であり、少数民族の母語教育保障がされていないことを明らかにした。

最後に、1991年の独立当初は、国民統合のため、基幹民族の言語であるカザフ語を国家語と位置付け、「カザフスタン国民」形成のため、その拡大を図り、カザフ語教育を推進した。しかし、ロシア民族のロシアへの移住阻止のためのロシア語重視、及び2000年以降のカザフスタンのボローニャプロセスの参加など国際教育空間への統合により、国際語である英語を教授言語に導入した政策（3言語政策：カザフ語・ロシア語・英語）が策定された。この3言語政策によりウイグル語等の少数言語教育への配慮はなくなった。カザフ語・ロシア語の関係を民族間の社会文化的、政治的において明確にしないまま、英語の導入をしたことはカザフスタンの言語教育政策を不明瞭にしたこと、またこの政策、特に英語の教授言語政策は教員の不足等の実施上の問題、エリート主義など教育格差の課題を生じさせる等、現実的な政策ではないことが指摘されている。

（考察）

「独立後のカザフスタン政府の言語教育政策の母語教育保障の理念は建前でしかない」と結論付けられ、またロシア政府のロシア語普及政策による「ロシア語とカザフ語」のせめぎあい、ボローニャプロセス等による「英語とロシア語」のせめぎあいの解決が現状においてカザフスタンの言語教育政策の大きな課題であることが考察されている。

審査の結果の要旨

本論文の考察・分析を通して、グローバル化が急速にすすむなか、国際語としての英語、域内交流語としてロシア語の有用性が認知されつつあり、カザフスタンに限らず、国際社会において「母語」及び「母語教育保障」の理念と実態の乖離に関する理論的・実体的研究の再構築・再検討が求められていることが説得的に提示されている。

平成24年1月6日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。